

**集団給食施設（春日井保健所管内施設）向け  
食品衛生責任者再講習会に係るQ & A**

- Q 1 集団給食施設とはどのような施設か。
- A 1 食品衛生法第 68 条第 3 項で規定される、営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設を指しており、管轄保健所（春日井保健所）に改正食品衛生法に基づく届出を出す必要があります。
- なお、給食調理を外部業者に委託する場合は、受託事業者が営業許可を取得する必要があり、届出は不要です。
- Q 2 外部業者に給食の調理を委託しており、受託事業者は食品営業許可を取得している。委託先業者は再講習会を受講しなければならないか。
- A 2 許可を取得している給食業者は、許可施設の食品衛生責任者向け再講習会を受講してください。
- Q 3 集団給食施設に該当するが、まだ改正食品衛生法に基づく届出を保健所に出していない場合は、今回の再講習会の対象にはならないと考えてよいか。
- A 3 今回の再講習会は、既に改正食品衛生法に基づく届出を出している施設を対象としています。集団給食施設に該当するものの、まだ届出を出していない場合は、速やかに管轄保健所（春日井保健所）に届出を行ってください。
- Q 4 再講習会の対象となる集団給食施設に該当するが、施設に再講習会の案内ハガキが届かない。今年度の再講習会を受講する必要がないと考えてよいか。
- A 4 令和 6 年 4 月末時点で保健所に届出が出されている集団給食施設宛てに、案内ハガキを送付しています。ハガキが届かない場合は、来年度以降に案内ハガキが届いた際に再講習会を受講してください。
- Q 5 対象施設に含まれていない等の理由で、案内ハガキを持っていないが、今回の再講習会を受講することは可能か。
- A 5 対象施設に含まれていない施設の食品衛生責任者等が受講を希望される場合には、春日井保健所食品安全課食品までご連絡ください。
- Q 6 食品衛生責任者養成講習会を受講した者を食品衛生責任者としているが、当該責任者が養成講習会を受講した時期がわからない。どのように確認すればよいか。
- A 6 食品衛生責任者養成講習会の修了証書で、受講日をご確認ください。なお、修了証書を紛失した場合には、証書の発行元（食品衛生協会の支部等）にご確認ください。
- Q 7 施設の食品衛生責任者がまだ資格を取得していない場合でも、先に再講習会を受講すべきか。
- A 7 まだ資格を取得していない場合には、食品衛生責任者養成講習会を受講する等の方法により、先に資格を取得してください。
- 令和 6 年度中に食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は、令和 7 年度以降に食品衛生責任者再講習会を受講してください。

Q 8 食品衛生責任者が保健所へ届出をしている者から変更されている。変更後の食品衛生責任者を出席させればよいか。

A 8 食品衛生責任者の変更を管轄保健所（春日井保健所）に届出た上で、変更後の食品衛生責任者を出席させてください。

Q 9 施設の食品衛生責任者が、直近で別施設の食品衛生責任者として再講習会を受講している場合、再度、今回の再講習会を受ける必要があるか。

A 9 食品衛生責任者再講習会は、施設単位で受講をする必要があることから、直近で別施設の食品衛生責任者として受講済みであった場合でも、再度、再講習会を受講する必要があります。

Q 10 昨年度に市が行う給食調理員対象の講習会を受講しているが、再講習会の代わりにならないか。

A 10 なりません。今年度の再講習会を受講してください。

Q 11 再講習会は途中入場、途中退席は可能か。

A 11 原則として、途中入場、途中退席はできません。

Q 12 指定された再講習会に、食品衛生責任者を出席させることが困難である。他の者を出席させても良いか。

A 12 原則として、食品衛生責任者以外の受講は認められません。やむを得ない場合は、来年度以降の再講習会を必ず受講してください。

また、他自治体又は他保健所が所管する施設向けの講習会の受講は認められません。

Q 13 再講習会を受講した証明書は発行できるか。

A 13 再講習会を受講する際に講習会の案内ハガキを持参いただければ、受講した証明として保健所名及び受講日を押印します。

Q 14 再講習会を受講しないと、罰則があるのか。

A 14 再講習会の未受講が続く場合は、罰則の対象となることがあります。